

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の額の手数料を対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 30% の手数料を申し受けます。

(消費税別途加算)